二　一に掲げる特定海域以外の特定海域	特定海域航行船舶の船長及び一等航海士又は運航士（四号職務）	甲種特定海域運航責任者
	特定海域航行船舶の甲板部の当直を行う職員（一等航海士及び運航士（四号職務）を除く。）	乙種特定海域運航責任者

（特定海域運航責任者の職務）

第七十七条の十　特定海域航行船舶に乗り組む特定海域運航責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。　（新設）

一　甲種特定海域運航責任者	特定海域を安全に航行するための指揮監督、非常の場合における適切な措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成
二　乙種特定海域運航責任者	特定海域を安全に航行するための第七十七条の二の二第一項に定める職務の指揮監督

（特定海域運航責任者の認定等）

第七十七条の十一　地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書（次項及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。　（新設）

②　前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第十五号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国特定海域運航責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の六書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

③　法第百十七条の四第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の七書式による。

（学科講習の登録）

第七十七条の十一の二　第十五号表第一号3に規定する講習（以下この章において「登録特定海域運航責任者学科講習」という。）の登録は、登録特定海域運航責任者学科講習を行おうとする者の申請により行う。　（新設）

②　第十五号表第一号3の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が登録特定海域運航責任者学科講習の実施に関する事務（以下「登録特定海域運航責任者学科講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録特定海域運航責任者学科講習事務を開始する日